

令和8年度

学校いじめ防止基本方針



岡崎市立小豆坂小学校

令和8年度 小豆坂小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、被害者となった児童生徒の心身に大きく深刻な影響を及ぼす決して許されない犯罪であり、いつどの児童生徒が被害者にも加害者にもなりうるものである。

これらの決して許されない行為（犯罪）を未然に防止するために、私たち教職員が日頃から児童生徒の様子をよく観察し、些細な兆候を見逃さないように努めると同時に、学校全体で対応していかなくてはならない。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安全・安心に生活できる場でなくてはならない。そして、児童生徒一人一人が大切にされているという実感がもてるとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組むことが必要である。それにより、児童生徒が自己肯定感・自己有用感を育み、明るく楽しく学校生活を送れるようになることを考える。

いじめの定義 【参照：いじめ防止対策推進法 第一章 第二条 第1項】

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。

2 いじめ防止のための組織

岡崎市教育委員会の「STOP the いじめアクションプラン」に基づき、本校では、「校内いじめ未然防止対策委員会」（※別紙1）の中の「未然防止対策」の機能を強化し、児童の些細な兆候や懸念、訴えを速やかに察知し、早期に対応し、解決に向けての対応を進める。

組織は、校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、保健主事、生活指導担当、養護教諭、学年主任、担任、SC等で構成し、必要に応じて外部の専門家（専門機関）の助言を仰ぐ。

（1） いじめ防止対策のための組織の役割

- ・定期的に生活アンケートや面談活動を行い、児童の生活および心の実態把握に努める。
- ・学校診断アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討する。
- ・児童によるいじめ防止対策の活動を支援する。

（2） 教職員の共通理解

- ・年度当初の職員会議で、「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解を図るよう徹底する。
- ・生活アンケートや面談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、情報の共有化を図り、効果的ないじめ防止対策に努める。
- ・担任との面談だけでなく、生活アンケートで相談しやすい先生に相談できるような場を設定するなど、「相談しやすい体制づくり」を構築し、情報が集まる学校づくりに努める。

（3） 児童や保護者、地域への情報発信と意識啓発

- ・学校新聞や学年・学級通信、ホームページ等を通して、児童の様子やいじめ防止のための取組や学校評価の結果等を発信する。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いやいじめが起こった場合は、「校内いじめ未然防止対策委員会」を開き、直ちに正確な事実の把握に努め、問題解決に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・対応においては、適切なメンバーの構成を行い、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、ＳＣ、学校相談員、教育アドバイザーなど外部の専門家・関係機関と連携する。
- ・問題が収束したと判断した場合も、引き続きその後の児童の様子を見守り、継続的に指導や支援を行う。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめ未然防止の取組

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。
- ・異学年交流活動を推進し、良好な縦および横の人間関係の構築に努める。
- ・児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者や被害者とならないように継続的に指導する。

(2) 児童によるいじめ防止対策の活動

- ・教職員は、児童によるいじめ防止対策の活動を支援し、建設的で効果的な集会活動や啓発活動を学校全体で進められるようにする。
- ・集会等、児童一人一人が生活を見直し、「いじめは絶対に許さない」という強い思いがもてる場を設定する。

(3) いじめ早期発見の取組

- ・生活アンケートや面談活動を学期に２回程度行い児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ・アンケート結果や面談の結果を学年会や職員会等で報告し、職員間における共通理解を図る。
- ・教師と児童、児童相互の温かい人間関係づくり、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を構築する。
- ・いじめを解決するための相談機関等（児童相談所、教育相談センター、子ども家庭センター、教育委員会、西三河教育事務所、法務局等）を紹介する。

(4) いじめに対する措置

- ・いじめの発見、通報を受けたら「校内いじめ未然防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すという姿勢で取り組む。
- ・加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導し、適切な支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じてＳＣや専門家、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応する。
- ・いじめは「決して許されない行為・犯罪である」という認識のもとで、加害者・集団への指導を行います。さらに再び繰り返さない雰囲気づくり、いじめを見過ごさない集団づくりを行うよう指導する。

- ・ネット上におけるいじめへの対応については、必要に応じて警察や法務局等と連携し対応する。

4 重大事態への対応

重大事態とは、

- 1 いじめにより、在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより、在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「校内いじめ未然防止対策委員会」を開催し、校長の指揮のもとで、事案に応じて適切な専門家の助言を仰ぎながら対応を進める。
- (3) 調査結果については、被害児童および保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針およびいじめ防止の取組は、こまめに見直し、実効性のあるものとなるようにする。
- (2) 教職員のアンケートや学校評価を通して、「校内いじめ未然防止策委員会」の取組を検証する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修を学期ごとに計画し、児童の現状やいじめ対応についての教職員の資質向上の場を設定する。
- (2) 学校いじめ防止基本方針は、地域や保護者に公表し、地域と家庭、学校が一丸となっていじめ撲滅に取り組むようにする。
- (3) 長期休業中のいじめ未然防止については、長期休業中の生活のきまり「あずきっ子の夏休み・冬休み・春休み」や学級指導、懇談会等を通して行う。事前指導を入念に行い、万一起こった場合は、事後指導も同様に行う。